

輸入肥料の通関の際における取扱いについて

昭和 59 年 3 月 17 日蔵関第 252 号

改正 平成 13 年 1 月 6 日財関第 4 号

改正 平成 16 年 3 月 26 日財関第 331 号

標記のことについて、別添のとおり農林水産省農蚕園芸局長から依頼があったので、昭和 59 年 4 月 1 日からこれにより実施されたい。

別添

昭和 59 年 3 月 14 日 59 農蚕第 1213 号

改正 昭和 59 年 3 月 14 日 59 農蚕第 1213 号

改正 平成 15 年 6 月 30 日 15 生産第 2459 号

大蔵省関税局長 殿

農林水産省農蚕園芸局長

輸入肥料の税関における肥料取締法上の確認事務について

標記の件については、これまで「税関における他法令の確認事務について（回答）」（昭和 39 年 8 月 14 日付け 39 農経 A 第 6369 号）によりお願いしてきたところであるが、第 98 回通常国会において肥料取締法の一部を改正する法律（昭和 58 年法律第 40 号）及び外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律（昭和 58 年法律第 57 号）が成立したことに伴い、肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）の一部が改正され、本年 4 月 1 日から施行されることとなった。については、当該施行日以降の輸入肥料の税関における確認等は下記によりお取り扱い願いたく依頼する。

なお、「税関における他法令の確認事務について（回答）」（昭和 39 年 8 月 14 日付け 39 農経 A 第 6369 号）は、廃止する。

記

1. 肥料取締法による規制

- (1) 普通肥料（指定配合肥料を除く。）を業として輸入しようとする者は、当該肥料の銘柄ごとに農林水産大臣の登録又は仮登録を受けなければならない（肥料取締法（以下「法」という。）第4条、第5条）。
- (2) 外国において本邦に輸出される普通肥料（指定配合肥料を除く。）を業として生産する者は、当該肥料の銘柄ごとに農林水産大臣の登録又は仮登録を受けることができ（法第33条の2第1項）、当該登録又は仮登録を受けた普通肥料（以下「外国生産肥料」という。）の輸入業者は、その事業を開始する2週間前までに、一定の事項を農林水産大臣に届け出なければならない。ただし、当該輸入業者が当該肥料の登録外国生産業者又はその国内管理人である場合は、この限りでない（法第33条の4第1項及び第2項）。
- (3) 指定配合肥料の輸入業者は、その事業を開始する2週間前までに一定の事項を農林水産大臣に届け出なければならない（法第16条の2）。
- (4) 特殊肥料の輸入業者は、その事業を開始する2週間前までに一定の事項を輸入の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない（法第22条）。

## 2. 確認の内容

- (1) 普通肥料（指定配合肥料及び外国生産肥料を除く。）輸入通関に際しては、登録証（別紙様式1）若しくは仮登録証（別紙様式2）又は登録若しくは仮登録がなされている旨の農林水産省消費・安全局長の証明書（以下「代替証明書」という。）（別紙様式3）を輸入関係書類と対査確認すること。
- (2) 外国生産肥料の輸入通関に際しては、次により取り扱うものとする。
  - ア 輸入業者が、当該肥料の登録外国生産業者（輸入業者と同一法人格である者に限る。）である場合。

登録証（別紙様式1）若しくは仮登録証（別紙様式2）又は代替証明書（別紙様式4）を輸入関係書類と対査確認すること。
  - イ 輸入業者が当該肥料の登録外国生産業者以外の場合  
当該肥料の国内管理人又は輸入業者である旨の農林水産省消費・安全局長の証明書（別紙様式5又は6）を輸入関係書類と対査確認すること。
- (3) 指定配合肥料の輸入通関に際しては、当該指定配合肥料の輸入業者である旨の農林水産省消費・安全局長の証明書（別紙様式7）を輸入関係書類と対査確認すること。
- (4) 特殊肥料の輸入通関に際しては、当該特殊肥料の輸入業者である旨の都道府県知事の証明書を輸入関係書類と対査確認すること。

別紙様式 1 (登録証)

登録証				
氏名又は名称及び住所				
登録番号	輸第	号		
登録年月日		年	月	日
登録の有効期限		年	月	日
肥料の種類				
肥料の名称				
保証成分量 (%)				
その他の規格				
肥料取締法第 7 条の規定に基づき上記のとおり登録したことを証する。				
	年	月	日	
	農林水産大臣			印

- 備考： 1 . 登録肥料が外国生産肥料の場合には，「登録番号 輸第 号」とあるのは「登録番号 外第 号」とし，「肥料取締法第 7 条」とあるのは「肥料取締法第 3 3 条の 2 第 6 項において準用する同法第 7 条」とする。
- 2 . 「肥料の種類」の記載は，昭和 5 9 年 4 月 1 日以降に交付する登録証に限る。

別紙様式 2 ( 仮登録証 )

仮登録証			
氏名又は名称及び住所			
登録番号	仮輸第	号	
登録年月日	年	月	日
登録の有効期限	年	月	日
肥料の名称			
保証成分量 ( % )			
その他の規格			
肥料取締法第 8 条の規定に基づき上記のとおり仮登録したことを証する。			
年 月 日			
農林水産大臣		印	

備考： 仮登録肥料が外国生産肥料の場合には、「登録番号 仮輸第 号」とあるのは「登録番号 仮外第 号」とし、「肥料取締法第 8 条」とあるのは「肥料取締法第 3 3 条の 2 第 6 項において準用する同法第 8 条」とする。

別紙様式 3 ( 普通肥料の登録 ( 仮登録 ) 証明書 )

証明願 ( A )			
			年 月 日
農林水産省消費・安全局長 殿			
住所			
氏名 ( 名称及び代表者の氏名 ) 印			
弊社 ( 私 ) は、肥料取締法第 4 条第 3 項 ( 第 5 条 ) の規定により、下記肥料について輸入登録 ( 輸入仮登録 ) を受けていることを証明願います。			
なお、この書類の提示先は 〃 の予定です。			
記			
登録番号 ( 仮登録番号 )	登録 ( 仮登録 ) の有効期限	肥料の種類	肥料の名称
			番 号
			年 月 日
上記のとおり相違ないことを証明する。			
農林水産省消費・安全局長			印

- 備考： 1 . 氏名又は代表者の氏名を自著する場合には、押印を省略することができる。
- 2 . 印の箇所には提示先 ( 例えば税関官署名 ) が記載される。
- 3 . 「肥料の種類」の欄の記載は、登録肥料に限る。

別紙様式 4 ( 外国生産肥料の登録 ( 仮登録 ) 証明書 )

証明願 ( B )			
			年 月 日
農林水産省消費・安全局長 殿			
住所			
			氏名 ( 名称及び代表者の氏名 ) 印
弊社 ( 私 ) は、肥料取締法第 3 3 条の 2 第 1 項の規定により、下記肥料について、 外国生産肥料の登録 ( 仮登録 ) を受けていることを証明願います。			
なお、この書類の提示先は 〃 の予定です。			
記			
登録番号 ( 仮登録番号 )	登録 ( 仮登録 ) の有効期限	肥料の種類	肥料の名称
			番 号
			年 月 日
上記のとおり相違ないことを証明する。			
			農林水産省消費・安全局長 印

- 備考： 1 . 氏名又は代表者の氏名を自著する場合には、押印を省略することができる。
- 2 . 印の箇所には提示先 ( 例えば税関官署名 ) が記載される。
- 3 . 「肥料の種類」の欄の記載は、登録肥料に限る。

別紙様式 5 (国内管理人の届出証明書)

証明願 ( C )			
			年 月 日
農林水産省消費・安全局長 殿			
住所			
			氏名 (名称及び代表者の氏名) 印
弊社(私)は、肥料取締法第33条の2第2項の規定により、下記肥料の登録(仮登録)に係る国内管理人として選任され、届出されている者であることを証明願います。			
なお、この書類の提示先は 〃 の予定です。			
記			
1. 登録(仮登録)を受けた者の氏名又は名称			
2. 登録(仮登録)を受けた肥料			
登録番号(仮登録番号)	登録(仮登録)の有効期限	肥料の種類	肥料の名称
			番 号
			年 月 日
上記のとおり相違ないことを証明する。			
			農林水産省消費・安全局長 印

備考：1. 氏名又は代表者の氏名を自著する場合には、押印を省略することができる。

2. 印の箇所には提示先(例えば税関官署名)が記載される。

3. 「肥料の種類」の欄の記載は、登録肥料に限る。

別紙様式 6 ( 外国生産肥料輸入業者の届出証明書 )

証明願 ( D )

年 月 日

農林水産省消費・安全局長 殿

住所  
氏名 ( 名称及び代表者の氏名 ) 印

弊社 ( 私 ) は、肥料取締法第 33 条の 4 第 1 項の規定により、下記肥料の輸入に係る外国生産肥料輸入業者の届出を行っている者であることを証明願います。

なお、この書類の提示先は 〃 の予定です。

記

- 1 . 登録 ( 仮登録 ) を受けた者の氏名又は名称
- 2 . 登録 ( 仮登録 ) を受けた肥料

登録番号 ( 仮登録番号 )	登録 ( 仮登録 ) の有効期限	肥料の種類	肥料の名称

番 号  
年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明する。

農林水産省消費・安全局長 印

- 備考： 1 . 氏名又は代表者の氏名を自著する場合には、押印を省略することができる。
- 2 . 印の箇所には提示先 ( 例えば税関官署名 ) が記載される。
- 3 . 「肥料の種類」の欄の記載は、登録肥料に限る。

別紙様式 7 (指定配合肥料輸入業者の届出証明書)

証明願 ( E )	
年 月 日	
農林水産省消費・安全局長 殿	
住所	
氏名 (名称及び代表者の氏名) 印	
弊社(私)は、肥料取締法第16条の2第1項の規定により、下記肥料の輸入に係る指定配合肥料輸入業者の届出を行っている者であることを証明願います。	
なお、この書類の提示先は 〃 の予定です。	
記	
肥 料 の 名 称	届 出 年 月 日
番 号	
年 月 日	
上記のとおり相違ないことを証明する。	
農林水産省消費・安全局長 印	

備考：1．氏名又は代表者の氏名を自著する場合には、押印を省略することができる。

2．印の箇所には提示先(例えば税関官署名)が記載される。